

## 論文

# 家族臨床への視点

## 親密な関係性がはらむリスク

中 村 正

はじめに

- 1 私的領域としての家族の問題化
- 2 家族という関係性の特徴 感情共同体の誕生
  - 2 - 1 自立と依存の連鎖
  - 2 - 2 絆の革命 家族の感情
  - 2 - 3 舞台裏としての家族 感情の解放区
  - 2 - 4 家族空間の情動的強度化・親密化
- 3 家族の内側 家族の臨床社会学
  - 3 - 1 暴力と虐待の類型論を超えて
  - 3 - 2 家族という境界
  - 3 - 3 親密さと暴力 ロマンティシズムの罫
  - 3 - 4 暴力を手段にする道具的暴力と自己顕示的暴力
  - 3 - 5 家庭内暴力にいたるリスク要因
- 4 家族政策のあり方とかかわって パターナリズムの克服

おわりに

はじめに

現在、家族はどうなっているのか。子ども虐待、ドメスティック・バイオレンス、思春期・青春暴力、老人虐待（介護者からの暴力と老人自身の問題行動としての暴力）など、多様に噴出しつつある病理がある。家族の病みは深いのか。いや事はそう簡単ではない。これらの暴力や虐待を、ストリート・バイオレンス（通り魔犯罪、暴力団、暴走族などの路上犯罪総体）と同じようにみてしまっているのだろうか。家族間暴力における加害者対策や被害者救済はどうすればいいのだろうか。ケースワークや機関連携はどうすればいいのか。課題は山積している。今後の展開が期待される家族臨床領域にお

ける問題現象や事例を把握する際の基礎作業をおこなっておきたい<sup>1)</sup>。

### 1 私的領域としての家族の問題化

ひきこもり、不登校、家庭内暴力、非行問題、カルト（擬似家族的集団）、アダルトチルドレン、トラウマ（PTSD、外傷体験）、子ども虐待、ドメスティック・バイオレンス、老人虐待、成年後見制度、介護問題、セクシャル・ハラスメント、ストーカー（ストーキング）などの新しい言葉がたくさんある。そして、これらをとおして喚起される漠然とした想いも共通に形成されている。それが家族関係であり、親密な関係を基軸にした問題現象であるという感覚だ。これらは「負の問題群」としてたちあられ、家族にかかるなんらかの負荷が臨界点に達しつつあるのではないかという漠然とした不安をともなって想起されている。

もちろん、少子高齢社会における制度設計上の問題もあるだろう。それぞれの問題現象の背景は異なるだろう。緻密に一つひとつ捉える作業が必要だし、「家族が危ない」という具合の安易な一般化は、いたずらに不安を増幅させるだけだろう。

しかしにもかかわらず、やはり家族関係が変化の時期にある、あるいは家族をめぐる社会の制度や意識が変化をしているという実感は否めない。

現に、個々の問題事象に対応して、時には対症療法的にといても過言ではないほど、制度

が継ぎ接ぎ的に改変されている。成年後見法、児童虐待防止法、ストーカー規制法が施行され、ドメスティック・バイオレンスに関する法律、介護をめぐる新しい展開（介護保険制度の実施）、選択的夫婦別氏制度の導入論議（民法改正）などのライフスタイルの変化に呼応した制度デザインなど、明らかに家族や親密な関係をめぐる位相転換が見られるからである。こうした新しい問題領域は「私的領域」が公の課題になっている事態であると特徴づけられる。これまで私的領域は「非法領域」であった。法的に認知され規制されてはいるが、その内的諸関係には法は関与しない。つまり、法の外部である<sup>2)</sup>。

家族はこの典型だった。私的領域である夫婦や親子という親密な関係がつくる共同性は、社会が関与しにくい密室でもある。確かに、思春期・青春暴力、子ども虐待、ドメスティック・バイオレンス、老人虐待として騒がれる以前から、殺人の大半が親族も含めた家族の内側で発生していることを考えれば（各年版の『犯罪白書』を参照のこと。平成12年の場合、殺人事件だけでは家族や親族が加害者となったのは42%になっている）、家族という関係性に宿るリスク要因を考慮に入れることは、以前から必要なことだったともいえる。

今後こうした問題構造をもつ主題は拡大しつづけるだろう。筆者はこれを「家族をめぐる緊迫したドラマ」と呼んでいる。家族という私的領域が「バトルフィールド」あるいは現代社会の病理現象の争点として注目されだしているということだ<sup>3)</sup>。

その第1の例は家族におけるもちろん虐待と暴力である。性的虐待を受けた女性クライアントを通して、フロイトがすでに見ていた家族の内側である。精神科医のジュディス・ハーマン（2000年）は、家族が性的虐待の場となる過程やフロイトが近親相姦をクライアントから引き出しながら隠蔽した経過を描いた。

第2の例は、愛着理論や早期の母子関係論をめぐるポリティクスである。『厚生白書』が少子社会対策の一環として提起した「3歳児神話の否定」の背景も知識社会学的に問えば同じような問題が析出できる。マターナル・ディプレッション（母性からの分離）論と家父長制度が同盟関係を結ぶと、容易に性別役割が強化されることとなる。アタッチメント（愛着）理論も文脈によっては強迫的な意識を強いる意図せざる結果をもつ。

第3の例は、このことがもたらす家族支援政策のあり方へのインパクトについてである。たとえば、乳幼児保育のあり方や母子保健のあり方、乳児院などでのケースワーク方針などにも波及する。他にも、愛着理論の社会的効果は、たとえば母子一体化やホスピタリズム批判として、早期からの保育への批判とその完成としての「3歳児神話」の形成などとして具体化されていく。

第4の例は、トラウマ、虐待、世代間連鎖についてである。家庭内暴力にともなうPTSDの理解、それと関わる過誤記憶問題、世代間連鎖の影響など未解明の問題が多くある。心への傷は傷害罪に該当するのかなどという問題やその際の規準作成などが現実的な課題となっている。

第5の例は、生殖医療技術の発展が、家族とは何かについての混乱をもたらしていることである。

第6の例は、家族の私事化をめぐるライフデザイン上の政策争点である。個人化する社会にあわせて家族を基礎単位にしないシステム設計が主張されている<sup>4)</sup>。

こうした諸点は家族をめぐる緊迫したドラマをうんでいる。あるいは、家族が公的領域のあり方に大きなインパクトを与えているということだろう。

こうしてみると、私的領域とは何か（どのよ

うに介入しうるのか), 親密な関係とは何か, 依存という事態を受容すること(老化, 障害, 病気など), 子ども虐待をチャイルドマルトリートメント(不適切な取り扱い)とする広い概念を採用した場合, どこまでを虐待に含めるのか, その規準は何かなど家族問題をめぐってはまだまだ合意ができていないわけではないことがわかる。

制度の次元においても厳密な点検が必要だろう。家庭裁判所が扱う家事審判, 少年審判という既存の介入システムはどこまで対応可能なのか, 児童相談所, 婦人相談所, 福祉事務所など社会福祉の各機関で扱われる事例は家族関係の調整にどのようにこたえられているのか, 保健所や精神保健センターなど地域での精神保健福祉は家族といかにかかわっているのか, 精神障害者の家族会, 痴呆老人の介護をすすめる家族の会, 障害児(者)家族会などの民間非営利活動の可能性はどうか, アルコール依存症など当事者の会やピアサポートを公的援助とともにどのように発展させるとよいのかなど, 問題の連鎖は続く。これらはすべて私的領域としての家族が公的な関心事になりだした例である。

## 2 家族という関係性の特徴

### 感情共同体の誕生

#### 2-1 自立と依存の連鎖

家族というなかで営まれている自他の関係あるいは他者の存在をまずはとらえることが大切だろう。

「教師も看護婦も, 教育や看護の現場でまさに他者へとかかわっていくのであり, そのかぎりでは他者からの逆規定を受け, さらにそのかぎりではそれぞれの わたし の自己同一性を補強してもらっているはずなのだ」と鷲田清一(1992年, 138頁)は述べている。

こうした関係性を極限的に表現したのが家族

という関係性である。ケアする者とケアされる者が相互に依存しあっている。医療や教育や看護という明確な他者性を有する関係においてと同じように家族という関係性においても「他者からの逆規定」があるとみることができる。むしろ, 長期にわたり相互に支えあう家族という関係におけるアイデンティティの相互補強はかなり強いものがあるとみてよい。親と子, 妻と夫, 兄弟姉妹相互においては, プラスであれマイナスであれ相互に規定しあう相互補強というかわりには濃密になる。病弱者, 経済的従属者, 障害者, 老人など, 「弱くある者」や「依存する者」と「強くある者」や「世話する者」との関係のプロトタイプが家族のなかにある。規定し規定される, 依存されつつ自立するという関係を, ひとまず「依存と自立の連鎖」と呼んでおく。

こうしたかわりのなかに家庭内暴力の発生磁場があることを確認すべきであろう<sup>5)</sup>。家庭内暴力は, 戦争や紛争, 暴力団同士の抗争, 通り魔犯罪などとは異なる背景を持つ暴力である。家族という関係性の歪みや病理が背景にある。暴力と虐待が生成する家族という現場には必ずといっていいほど, この「ケアする者ケアされる者」という関係が浮かび上がる。

こうして考えていくと, 家庭内暴力が生み出される家族関係の特質を考慮に入れて考えていくことが大切だろう。ではその家族関係自体をどうとらえることができるのだろうか。

#### 2-2 絆の革命 家族の感情

エドワード・ショーターという社会史研究者は近代家族を「感情革命」という言葉で特徴づけた。ショーターは, 家族の機能や類型から近代家族を説明するのではなくて, 情緒的結合, 親密さ, プライバシーなどをもとにした特殊な感情共同体として, 近代家族をとらえた。

たとえば, 「核家族というのは, 世帯構成に

おける特定の構造とか型とかを示すものではなく、むしろひとつの心の状態をあらわすものである。」(エドワード・ショーター, 214頁)と言う。別の言い方をすれば、宗教革命, 市民革命, 産業革命と並んで、近代に創出された家族という関係をとらえるために「感情革命」という捉え方が必要だと言う。

「情愛と愛慕, 愛と一体感が, 旧来の物質的, 『実利的』な考えにかわって, 家族の行為の規範となった。夫や妻や子どもは, 自分が果たすべき役割や, 自分のなしうる行為によってではなく, むしろあるがままの姿で評価されるようになったのである。それが『感情』の本質である」(ショーター, 6頁)というように, 感情それ自体が家族を結びつける絆になったのが近代の家族なのだ。

家族の感情, これは, 三つの側面から成り立つと言う。男女関係, 母子関係, 家庭愛の創造である。男女関係とは, ロマンティック・ラブのことを意味する(異性同士の結びつき)。母子関係とは, 家族関係の核心にあるものとして位置づけられた。早期の母子接触が親子の愛着形成にとって極めて重要だとされた。家庭愛とは, 情緒的関係の場としての家族という意味だ。

これら三者の関係をショーターは描く。「核となるのはロマンティック・ラブではない。・・・ロマンティックな感情は, ・・・夫婦が数年間現実の結婚生活にもまれれば消え去ってしまうものであった。ロマンティック・ラブではなく, 母子関係こそが, 近代家族形成の核になったのである。まず, 子どもの幸福についての意識が中流階級の人々にめばえ, これに付随して家庭愛が生まれたのである。母親と乳飲み子の間につくり上げられた情緒の輪が次第にその範囲を広げ, 年長の子どもや夫をもつつみこむ。かけがえのない幼い子の命を守るためには, そのかよわい生命と同様にデリケートな

環境が必要であるという意識が生まれた。こうして, ロマンティック・ラブ, 母性愛につづく感情革命の最後のものとして, 家庭愛があらわれ, 家々の暖炉に心地よい火を燃やし, ついにはこの炎で周囲の共同体を焼きつくしてしまうのである」(ショーター, 1996年, 215頁)と。

ロマンティック・ラブは, 親密な愛情の世界を拓いた。母性愛は, 純粋無垢な汚れなき関係を維持するための, 誰にも邪魔されない独特の心性を創りだした。家庭愛は, 人々の帰属意識や一体感を形成していく。それを支えたのがこの感情革命だ。家族という独自の領域が成立し, それを私的なものとして認知し, 内面やプライベートの誕生, 個人の誕生とも関わりながら, 家族という空間が成り立つ。

かつては, 結婚, 出産, 死など, 家族生活の変化に呼応するように属するコミュニティが関与していた。たとえば, 七五三などさまざまな通過儀礼が存在していた。コミュニティや親族関係のなかに家族が埋め込まれていたとみることができる。一つひとつの家族のできごとは, 純粋の私事ではなかった。

しかし, 今日これらの儀礼や共同のあり方は後退した。総じて進行する家族の私事化である。家族はそれぞれが神聖なものとして囲い込まれ, それぞれの壁=境界が高くなる。平気で他人の子どもを叱れなくなり, 玄関の内側には口だしできなくなってきた。筆者はこれを「コミュニティからの家族の離脱」と呼んでいる。家族は誰にも干渉されない安息の場となったのだ。

しかし, ロマンティックな感情, 純粋無垢な母子像, 安息の場としての家庭の内側には, 感情だけで絆を結ばなければならないという不安定さがある。この不安定さが揺らぐと, 個別のできごとがストレスーになり, 家族の危機へといたる契機になりやすい。

怒りを露わにしたり, 適切に表現したり, 喜

びを素直に伝えたり、悲しみを和らげたり、共に笑い、身体の共存を楽しむことなど、家族は多様なエモーション・ワークをおこなう舞台となっているが、一方では家族をあまりにも重視する意識が生まれ、家族という狭い集団に緊張関係が形成される背景ともなっていく。

### 2-3 舞台裏としての家族 感情の解放区

公的な社会生活を営む能力のひとつは、公の場で感情をコントロールすることだ。子どもへの躰という社会化の過程と人と人との相互作用の過程において、この感情をコントロールする能力が養われていく。社会化の過程では、人前で感情を露わにしないように躰られる。人前で泣いたり、わめいたりしないように、怒られながら、躰られる。感情を抑制しながら、理性と思考で行動しなければならない。

さらに、人と人との相互作用においては、「印象操作」ということをとおして、感情をコントロールする能力が養われていく。対面的な状況のなかでは、話の内容にふさわしく身ぶり手振りで表現したり、相づちをうったりする。身体をとおしてコミュニケーションする。意図していない感情が漏れたり、相応しくない感情を露にしないようにしなければならない。

また、相手に好印象をあたえるべく、表情をとりつくろうこともある。場合によっては、欺くことも必要かもしれない。こうして、社会化と相互作用をとおして、エモーション・ワークをうまくおこなう能力を身につけていく。

感情をコントロールするということは、感情を抑制することを基本としていることがわかる。でも、感情は抑制されるだけでは、ストレスとしてたまっていくばかりだ。感情をうまく処理する仕組みが必要となる。

その場として家族がある。安心と安らぎとくつろぎと赤裸々な関係をとむすぶ家族は、こうした意味での「感情の解放区」となる。私的

な空間としての家族は感情を直接はきだすことのできる空間となる。

### 2-4 家族空間の情動的強度化・親密化

「勝利を収めたのは個人主義なのではなく、家族なのである」とは、フランスの社会史研究者F・アリエス(1982年, 381頁)の言葉である。

よく、近代社会は個人を創出したといわれる。勝利を収めたように語られてきた個人が誕生する背景には、価値としての個人という思想の成立が必要だ。内心の自由、信教の自由、プライバシーなどという個人をささえる価値意識や不可侵の内面の形成が進行することである。つまり「聖なる個人」の成立である。いわゆる基本的人権とよばれるものである。

それと同時に、あるいはそれに先立って、独自の集団として家族関係が、地域、国家、民族などの共同体とは異なるものとして形成されなければならない。なぜなら、個人の内面、プライバシーの内奥にあるのは、性愛や情愛、親密性にかかわる事項だからである。これらを形成するのは家族関係だ。

夫婦と親子の組み合わせからなる家族の形態は、社会のなかの私的な共同性としての独自性をもっている。そして、この私的な共同性を成立させるものとして、性愛、情愛がある。かけがえのない共同性を表現するものとしての家族、つまり「聖なる家族」が成立する。

人間の多様な集団のなかでも、家族という共同性とはどんなものか。生殖、家事、育児、食事、居住、介護、情緒安定などの「家族の機能」の面からみれば、それはどんどん外部化、商品化されている。なかには、公的に提供されるサービスもある。家族に残る機能は情緒的安定化の機能だけだといわれるようになった。

しかしそれさえ危うくなりつつある。あるいは、家族が情緒的安定化という機能に純化すれ

ばするほど、それぞれのエゴがむき出しになり、かえって、人間関係が悪化するという逆説をかかえる。

フランスの哲学者、ミシェル・フーコーはこう考える。性は個人的なことである、私的なこと、プライベートなことである（プライバシーの成立）という意識の確立が近代社会に必要となる。そして、性の欲望をある特定の人物に対象化し、それを合法的でかつ親密な関係として取り結ぶための制度がどうしても必要になる。この両者を結びつけるのが、婚姻や家族という制度である。

まず、社会のなかの私的領域として家族が形成される。その家族は、性の欲望の対象を特定化する制度としてある。「家族は性的欲望＝婚姻の結合の交換器である」、「家族が…情動と感情と愛情の唯一可能な場になったこと。性的欲望はその開花の特権的な点を家族に置くようになった」ことを、「家族空間の情動的強度化＝親密化」とM・フーコー（1988年、56頁）は考えている。

私的領域とは、独立不可侵なもので、家族が「扉の向こう側」と形容されるゆえんだ。家族は秘密を保持し、共有しあう、他人の介入しにくい独自の関係として観念されていく。

さて、こういうフーコーの考え方は、私的な領域としての家族がもつ制度としての意味を把握したものである。アリエス言うところの「勝利した家族」とは、単に核家族という類型、あるいは、情緒安定化機能や子どもの社会化機能を担うという機能面での意味にとどまらない把握が大切だ。それは性的関係を起点として愛情、情動、感情というものを同心円上に配置した私的領域という意味である。

### 3 家族の内側—家族の臨床社会学—

#### 3-1 暴力と虐待の類型論を超えて

こうして、感情共同体としての特性をもつ、相互に依存しあった家族という関係性が析出される。その関係性に発現するのが家庭内暴力である。

老人虐待がある。介護者が振るう暴力と痴呆老人が自ら起こす問題行動としての暴力がある。そして、反抗期の子どもたちの親に対する度の過ぎた暴力がある。さらに、ドメスティック・バイオレンスの場合、身体への暴力は夫から妻へと向かい、言葉による暴力に関しては妻から夫へ向かうこともある。くわえて、日々の育児の疲労が蓄積して、なつかない、言うことに従わない子どもに向かう虐待がある。

家庭内暴力に陥る過程をみると、親密さという関係がはらんでしまう「葛藤、混乱、歪み」がある。あるいは、親密な関係には、虐待や暴力を許してしまう意識や態度が存在しているともいえる。家族以外の他人よりはプライバシーを共有し、互いに侵入しあうこともある。感情共同体として連れそ家族のメンバーは、自他の境界が明確でなく、互いの心理的距離感を失うことがある。家族の内側に問題があればそれが外部にもれないように壁ができる。家庭内暴力は家族の恥となる。それは外部の他者に秘密と化す。

通例、家庭内暴力を語る際に、身体的暴力、性的暴力、情緒的・心理的暴力、ネグレクト（介護や養育の必要な人を放置したり、遺棄すること）という4つのパターンを析出する暴力類型論が主流である（現にこうした類型をもとにして実態調査がおこなわれている）。

しかしこうした暴力類型論だけでは、ストーリー・バイオレンスと厳密には区分できない。暴力や虐待は家庭内であろうとなかろうとこうした形態と類型のどれかにあてはまるからであ

る。だからこれとは別に、親密な関係のなかだからこそ発生する虐待と暴力に固有なものは何かについての把握が必要だろう。

たとえば、精神科医の斎藤学(1994年, 29頁)は、子ども虐待について「強迫的虐待」という類型を提唱している。それは「子どもは愛さなければならないとの思いに取り憑かれている親が、つい虐待を繰り返してしまう」という行動である。この強迫観念の背景にあるのは、性別役割分業による母役割の過剰化である。その共犯関係者に育児に関心を示さない無責任な父親の存在がある。

これ以外にも、継父が母の連れ子を虐待し死亡させるような場合、母の継父への愛情と実子への愛着が天秤にかけられていることもある。アルコール依存症とかかわったドメスティック・バイオレンス、介護疲労と重なった老人虐待、老人が老人を介護する結果のネグレクト、幼い頃に家庭内暴力の被害にあった男の子が長じて再現するドメスティック・バイオレンスや子ども虐待の加害など個々の事例に即してみれば、単なる暴力類型論だけでは収まりきれない複雑な連鎖が読み取れる。

家庭内暴力は確かに人権問題である。子どもの人権、女性の人権、高齢者の人権に立脚して家庭内暴力を位置づけるのは基本だろう。だから暴力類型論レベルで明確になりつつある事柄に関しては、法的対応が急速に整備されなければならない。しかし、家族関係に着目すれば、ここで終わることはできない。被害者のケア、福祉的援助のあり方、加害者への対応など、非法領域での総合的対応が検討されなければならないからだ。人権という社会的な言葉を、上記してきたような家族という感情的な関係性の場に定着させるにはどうしたらいいのだろうかという難問がなお残っているということだ。

筆者が主宰するメンズサポートルームでの家庭内暴力加害男性へのグループワークや個別相

談において、暴力を振るう男性の語りには、「他人ではないのだから」という言葉がよく登場する(中村, 2000年)。「他人ではない」と思うその時点から人権という言葉が遠のいていく。家族という親密さにおいて作用している自他関係の特質の検討が必要だろう。

### 3-2 家族という境界

ドメスティック・バイオレンスや子ども虐待が問題視されたのは米国がいち早かった。家庭内暴力が発生する場としての家族の構造的特質に関わって指摘されてきたことがある。第1は、長時間同じ家で過ごす時間の長さである。時間特性と呼ばれている。第2は、家族の緊張、葛藤、感情作用の密度の濃さである。これは感情特性である。第3は、家族構成員の間にある力の差異と不均衡である。身体的な差異はもちろんのこと権勢上の差異も無視できない。不均衡特性である。第4は家族のプライバシーという壁である。秘密がしやすい。私事化特性である。第5は非自発的な関係であるということ。特に親子の場合がそうである。関係特性である。こうした構造的特質を踏まえてとりむすばれる関係として家族があり、それは外部社会と明確な境界域として存在している(Cindy L. Miller-Perrin & Robin D. Perrin, 1999, pp.28-29.)。この境界域は「内側における境界の曖昧化と外側への高い境界設定」という特質をもっている。

さらにくわえて無視できない特質があると筆者は考えている。それは、「ケアする者とケアされる者という関係特質」である。子ども虐待で死亡という報道でかならずきっかけとして加害者からは「子どもがなつかない」ということが語られる。老人虐待には介護疲労が付きまとう。老人自身が振るう問題行動としての暴力の背後には、苛立ちやふがいなさ、言葉にならない不安などがある<sup>6)</sup>。ドメスティック・バイオ

レンスにもジェンダー関係を反映したこの関係特質が刻み込まれている。

ケアする者、世話する者、面倒みる者、稼ぐ者の歯止めなきコントロールが作用して抜き差しならない状態の暴力や虐待がおこる。ケアする仕事につく家族以外の者は、職業として同じ役割を実行しているが、威圧や暴力で従わせようとはせず、つまり一線を超えないように職業倫理が歯止めとなる（もちろんこうした歯止めがきかないこともある。とくに福祉施設での人権侵害事件はこの典型である）。

道徳的倫理的な歯止めがない家族の関係特質は、家族のなかの「心的外傷（トラウマ）」の研究によって明みにだされつつある。この研究の牽引的な役割を果たしているひとりに米国の精神科医、ジュディス・ハーマン（1996年）いる。

彼女は、戦争体験、地震、火事、強かんなどの性的被害による「単一の外傷的事件」とは別に、「長期反復性外傷」という事態を考えなければならぬという。それは「監禁状態」によってもたらされる。

「反復性外傷は犠牲者が加害者の監視下にあって逃走できない被監禁者である場合に限って生じる。このような条件が刑務所、強制収容所、奴隷労働キャンプに存在することはいうまでもない。この条件は宗教的カルト、売春街などの組織的な性的搾取施設にも存在しているだろう。そして家庭にも」（ジュディス・ハーマン、1996年、24頁）。とハーマンはとらえている。場合によって家族という関係は、こうした長期反復性外傷が生まれる環境になるのだ。

けれども、家族には塀や壁はない。被虐待的、被暴力的環境から逃れようとするわけではないかということになる。「逃走を防ぐ障壁は通常目に見えない障壁である。しかし、それはきわめて強力である。子どもたちはひとりで生きてゆけないために監禁状態に置かれる。女

性ならば物理的な力と並んで経済的、社会的、心理的、法的従属によって監禁状態に置かれる」（同上、25頁）のであり、ハーマンは被害者が被暴力的環境に順応していく過程を総称して、「心理学的支配」と呼んでいる。

その中心にあるのは「無力化と断絶化」である。それは被害者をたえざる恐怖の状態に置いておくことである。「被害者を犯人にしばりつけるために間を置いてごほうびを与えるという方法がもっとも洗練された形をとるのは家庭内暴力においてである」という。

「物理的な意味での障壁が逃亡を防いでいるわけではないから、被害者は暴力の炸裂後に逃げようとしてもふしぎではない。戻ってほしいと説得するのにはさらに強く脅すのではなくて、弁解や愛情の表現を改めますという約束を行い、さらには、わかってほしいとか、わりない仲じゃないかと相手の心に訴えもする。加害者が被害者の心を捉えるためには自分のできることならなんでもするというのであるから、対人関係における力の均衡は一瞬逆方向に傾いたようにみえる。わがものとして所有したいという熱意は変わらないがその質は一変する。自分が威圧的・暴君的な行動に出たのもひとえにきみを絶対にわがものにできなかったからできみを愛すればこそなんだと言い出すのである」（同上、26頁）。

ドメスティック・バイオレンスの場合は、こうしたやりとりが繰り返される。「目に見えない障壁」とは何かについて事例に即して検討が必要だが、第1は、親密な関係をもって過ごした家族の構造特性（時間、感情、不均衡、私事化、関係の諸特性）に即した背景理解、第2は、そうした暴力と虐待行為を家族で表出する対人関係の来歴（この場合は育った家族＝出自家族での生活史）、第3には、現在の関係性における親密さの状況把握という層化された家庭内暴力把握の仮説が必要だろう。ではその親密さそ

れ自体をどのようにとらえておく必要があるのだろうか。

### 3 - 3 親密さと暴力 ロマンティズムの罫

親密な関係のもとにある二者関係は、共依存の関係でもあることを忘れてはならない。はじまりはいつもロマンティズムだ。

愛をもって動き出す夫婦や恋人という二者関係は少々やっかいだ。男性と女性の間で差別と不平等がある社会では、男女のそれぞれにとっての愛のあり方に、微妙な影響を与える。ジェシカ・ベンジャミンは愛情をめぐる複雑な二者関係を「承認の逆説」と表現した。

他者を必要とすることと自己主張することとのあいだには隔たりがある。近現代の心理学が自我の発達を探求しはじめるよりもはるか以前に、この二者関係のやっかさはすでに哲学が把握していた。哲学者ヘーゲルは、「自立と依存をめぐる自意識内の葛藤」、およびその典型的な表現である主人と奴隷の関係について考察をくわえている。自分は自立し、独立した人格であることを求める自我の願いと、他方で他者とかかわり、他者からの承認を自我が必要としていることとのあいだにある葛藤がテーマとなっている（ベンジャミン、1992年、105頁）。

承認を得ようとする闘いにおいて、それぞれの主体は命がけになって相手を否定しなければならないが、それに成功したら他者に承認してほしいという目標自体が潰れる。

支配の関係は上下関係だ。奴隷は、主人の権力を通して自分のアイデンティティをつかむ。彼女の犠牲的行為が現実には主人の権力を創り、彼の一貫した自己を生み出す。そして女性はその男の中に逃げ場をみいだすことができる。かくして自分の自己を失い他人を愛する過程で、たとえ制限された形であっても彼女はより強大な自己を入手し、実感することになる。両方のパートナーにとって快樂はひとえに男性の達成

感のなかに存在する。恋愛感情をかきたて、男性の侵犯行為を女性側の自発的服従へとすり換えてしまうのは、まさにこの二者関係なのである。

愛をとおしてつくられる二者関係には、こうした葛藤が秘められている。認められたいという人間の基本的な欲望を満たしてくれる関係が、愛をもってはじまる二者関係に期待されている。二者関係のなかでは最低限、認めてくれる相手がいる。社会で傷ついた自分を癒してくれる関係でありたいと願い、二者関係に逃れる。こうして二者関係は閉じていく。閉じることで親密さが確保される。愛をとおして承認の欲望を実現するというもののなかに、他者への侵犯の契機が潜んでいる。

共依存や嗜癖という現象は家庭内暴力をうむ関係性の土台となっている。しかし、共に依存しあっているのは、被害者が虐待や暴力という関係に「適応」した結果でしかない。

愛情という心理的關係をパワーとコントロールを含んだ社会的關係へと轉換させる關係が、夫婦關係に象徴される親密な關係性だということも認識する必要がある。この点は家庭内暴力をどのように克服するのかという方策で大きな違いをうみだす。加害者と被害者の關係の回復に解決の方向をみいだすのか（つまり暴力があっても關係を元に戻して再出発するのか）、それとも關係を清算するのか、あるいはそうではない別の形態がありうるのかという問題として浮かびあがる課題がある。家庭内暴力を嗜癖や共依存という把握だけで意味づけしていくと、この解決への道程を曖昧にする。

### 3 - 4 暴力を手段にする道具的暴力と自己顕示的暴力

同じ暴力行為でも、背景が異なると対処の仕方が異なる。確かに暴力は許されない行為であるが、家庭内暴力においては、道具的暴力と自

己顕示的暴力の違いという整理は無視できない。

自己顕示的な暴力は、暴力が一種のカタルシスとなっており、自己の怒りを鎮めるためにのみ振るわれることが多い。カタルシスとなった暴力はそれ自体が快楽を得る目的となっている。これは敵対的な暴力であり、他者を傷つけることを意図して行われる行動である。死に至るような行為、たとえば、火遊びをしないように子どもをしつけようとしてやけどさせる、熱湯をかける、火のついたマッチやタバコを子どもの身体に押しつけるなどというのは、加害者のなんらかの怒り(子どもがいうこときかない、妻が命令を守らないなど)がこうした行為をとおして鎮められており、カタルシス効果をもっている。だから、怒り(それも相当、主観的なものだが)の誘引となったことはどうでもよく、自らの怒りを鎮める行為自体に関心がある。

道具的な暴力とは、他人に攻撃をくわえる行動を含んでいるが、相手の行動を矯正させようとして暴力が使用される場合である。体罰や懲罰に近い言葉である。虐待的な行動があくまでも道具として使われている。これは身体的暴力だけではなくて、相手に何かをさせる場合、相手の行動修正のためのことを思ってさせる期待なども含まれる。親が子どもに対して描く「非現実的な期待」、いきすぎたしつけと無理強いされた幼児への早期教育、脅して無理に泣き止ませることなどである。広くみられることでもあり、家庭内暴力の大半はこうした道具的暴力という特徴をもっている。しかし、どちらにせよ、これらすべてが虐待的な環境をつくる。

道具的暴力は、子どもという他人を通して親が期待することを実現させようとする行動とも特徴づけられる。これは「役割逆転」といわれている。親であることの意識が転倒しており、子どもを通して親が何かを自己実現しようとするようなものだ。道具的虐待や暴力は夫婦間暴

力にもあてはまる。加害者は、愛情の表現だといいいながら、優越感の確認のための道具として暴力をつかうことがある。

家庭内暴力の事例をみていると、こういう意味での分類を加えて使ったほうがいい事例が多い。愛情と憎しみの同居する関係、私生活を共有する者どうしの特質、プライバシーを共にする者どうしの間柄にみられるもので、関係を乱用し、他者を間違ったように扱うという意味である<sup>7)</sup>。

### 3 - 5 家庭内暴力にいたるリスク要因

家庭内暴力は、互いの関係が、保護する、支援する、養育するという関係において発生する。虐待する者と虐待される者の関係は強い感情的な絆によって結ばれている。虐待される者が、ときには虐待者に対して忠誠を尽くすことがある。この両者の関係は先にみた構造的特性によって強化されている。さらに、結婚や家族をめぐる社会通念によっても強化される。こうした背景を持ちながら、親密な関係にある者どうしの近い距離感のなかで募る不安と苛立ちと依存が作用し、さらにそれが暴力や虐待として発現するには、いくつかの「リスク要因」が認められる。

老人虐待の場合、たとえば、社会福祉や医療への家族の無関心や無知もしくは不信感、堆積した家族内ストレス(夫婦不和、金銭トラブル、親子不和など)、世間体へのこだわりなどが指摘されている。介護者による老人虐待を引き出してしまう契機となる老人自身の問題行動それ自体が「要介護状態」に根ざした事例が多い。老人虐待の場合は、介護それ自体がリスク要因として存在している。

子ども虐待においてもリスク要因が指摘されている。虐待者の個人的要因(怒りを統制できない、抑うつ、低い自尊心、厳格さ、共感能力の欠如、薬物やアルコールへの依存、自身の不

健康など)、子どもの特性(扱いが難しい子ども、何らかの障害など)、親としての特性(親であること自覚の欠如、非現実的な子どもへの期待、子育てを厄介なものとして観念している、親自身がかつて家庭内暴力の被害者だったなど)、家族環境要因(慢性的な家族葛藤、夫婦間暴力の存在など)、社会的要因(低収入、失業、公的サポートの拒否や欠如、社会的孤立、懲罰や体罰を容認し賞賛する社会の風潮や学校の姿勢など)である。

ドメスティック・バイオレンスの場合も同じようにリスク要因が指摘されている。それを二つのカテゴリーに分類して考える。

一つは家庭内暴力の個別的な要因であり、二つは、社会的文化的な要因である。

最初の「個別的な要因」には次のようなものが考えられる。育った家族のなかで暴力を受けた(間接体験)、両親の間に暴力があったことを見たりした(直接体験)、家族のメンバーと他にも暴力があった(兄弟姉妹間での単なる喧嘩を超える以上の暴力)、家族から孤立した存在である、怒りや衝動的な行動がよく見られる、不適切な役割期待を子どもや女性に対しておこなう(伝統的な性別役割分業にくわえて、そうしない場合に極端に怒るなど。子どもに対しては、早期のトイレトレーニングの強要など)、ストレスに対する攻撃的な反応、伝統的な男性役割をかたくなに受け入れ、実践している、生化学的、神経症的な原因があるとき、精神障害があるとき、アルコールや薬物依存があるとき。

次の社会的文化的な要因には次のようなものがある。夫婦喧嘩の受容(夫婦とはこういうものだという考えが支配的)、男性は家族を統制するものだという考えが広がっていること、貧困、銃や刃物などが簡単に手に入ること、社会のなかに暴力を受容する傾向があること(テレビ、警察、差別、戦争など)、メディアとの関

係、地域のなかにある暴力、ジェンダー意識、宗教的意識である。

家庭内暴力は、こうした複数のリスク要因の重なりを背景にしてあらわれる。それぞれの場合、当該虐待者個人の個別的な要因を強調する考え方は、虐待的パーソナリティということを中心とする考え方となる。反対に、社会的文化的な要因を強調する考え方は、暴力の社会的学習、ジェンダー問題(性別役割分業)ということを中心とする。

さらに、家庭内暴力が成立する背景には、社会制度という問題がある。子ども虐待や老人虐待にも通じることだが、家族がもつ福祉的な機能に付随して、こうした問題が発生することを無視できない。福祉的な機能とは、看護、介護、育児、世話ということだ。すべてスキンシップしながらプライベートへと入り込むことで成り立つ活動である。

家族にこうした福祉的役割が過剰に期待されると臨界点をこえる場合がある。制度の不備、家族への過剰な期待などが重なり、虐待が生成する条件がつくられる。社会制度がこうした家族依存を前提にしているとすると、制度それ自体に問題があるともいえる。虐待を助長するような制度である場合、それは制度的虐待と呼ばれることもある。とくにケアされる者が24時間生活をおこなう全制的施設(アサイラム)内での虐待と暴力もこうした家庭内暴力の特質を延長させたものとしてみるができる。

#### 4 家族政策のあり方とかがわって パターナリズムの克服

家族病理に介入する従来型の政策的前提は、「パターナリズム」と特徴づけられる。非行、虐待、離婚、暴力などに対して、伝統的な性別役割分業を前提にし、我慢をしながら、家族の絆を緩めることなく、それぞれに必要な期待さ

れる役割を遂行し、必要ならば恩恵的な福祉サービスのお世話になり、あるいは親族の力も借りながら、家族の危機を乗り越える、というものである。重い傷害や殺人でも発生しない限り、公的には介入しないし、できないとされている。収まるところに収まるという役割への従属と引きかえに、必要な保護と安定が保障されるというものだ。要するに家族への介入は「余計なお世話」だとみられている。

しかしすでに家族病理の現実にかうしたパターンナリズムは適合しなくなってきた。親しい家族の一員ではあるが、ひとりの人間の安全と尊厳が傷つけられている問題だと認識しなければならないからだ。家族に第三者が介入するための慎重な配慮と合意の上で、新しい家族政策を展開する必要性がでてきたと考えられる。

こうした家族政策は、第1に性別役割分業を可能な限り縮減させるということに力点を置いたものでなければならない点、第2に、多様な家族病理を解決できる危機管理型の合意形成的な政策でなければならない点が核となる。

前者は、選択的夫婦別姓制度の導入、家事、育児、介護、看護などのシャドワーク（影の仕事）、アンペイドワーク（支払われていない仕事、たとえば専業主婦の家事や育児）への適切な評価、育児休業や介護休業制度の充実、M字型就労に代表されるライフデザインの極端な男女差の解消、同一労働同一賃金や同一価値労働同一賃金への展開など、総じて、「大黒柱として働く男性世帯主と内助の功を果たす専業の妻が一姫二太郎を育てる」という典型的標準家族を制度的前提としたライフデザインを描く制度から、ひとりひとりの多様な選択肢を含んだライフデザインを描くことのできる制度へと家族政策を展開することである。

後者は、いじめ、虐待、暴力、アルコール依存、多重債務生活、ギャンブル依存、非行などの家族関係の病理という危機に対して社会福

祉、教育機関、心理相談などが「パターンナリズム（温情主義、画一主義）」という家族の「あるべき論」から介入する「規範主義」を捨てるということだ。逆に、家族の当事者たちの問題解決能力を高めるため、調整を行い、葛藤を克服できるような主体として存在でき、必要なサポートをおこなうソーシャル・ワーク的な「葛藤解決と和解」を基本にした介入をおこなう必要性である。民事不介入と私的自治の名のもとに放置された「扉の後ろ側」に介入する政策を家族政策としてどのように展望できるかが重要な課題となりつつあると考える。

社会全体のシステムと個々の家族というユニットの予定調和が崩れたこと、それにもかかわらず有効な新しい家族政策が未形成なこと、家族病理や家族危機への介入に際してなおパターンナリズムが支配的であることなどを示しているのが現在だ。ひとりひとりの自立と関係性の変容を促すライフデザインが描けるような家族政策をとおして、少子高齢社会のライフデザインを展望することが求められている。換言すれば、これまでの社会制度は家族の平和的存在を前提としすぎてきた。システム全体が変容しつつあるのだから、ユニットとしての家族もまた変容する。

家族の平和的存在を前提にしないシステム展開が構想されねばならないだろう。マクロにみれば、社会保障や社会福祉の制度、教育の仕組み、企業の福利厚生制度、税金制度、家族と親族に関する民法の規定などである。こうした社会制度に最適化するようにしてひとつのユニットとして家族という関係、制度、意識ができあがっているのだから、これを射程にのこした政策化が必要だ。

## おわりに

臨床実践が多様に展開されていく。労働にお

ける精神衛生, 学校における臨床心理, 老人へのトータルな援助, トラウマをもつ個人への臨床などそのシーンが拡大している。ここで肝心なことは, いずれもそれが社会的な場面での病みを前提にし, 社会的な場面への回復をめざしているということだ。同じように家族もそうした場面設定としては重みのある存在だ。家族という環境も同じくそうしたシーンを成している。家族に生成する病理現象なのか, 家族をとおして発現する病理現象なのかは事例をとおして見定める必要があるのだろう。家族を臨床の主題にすることは, 自らが生きている現在の家族だけをみている問題は見えにくいということを引き受けることを意味する。社会全体の問題が家族に濃縮されて埋め込まれているし(社会性), 個人は育った家族を意識的無意識的に再現して生きている(歴史性)が, 生きぬくのは関係性のなかにある当該個人である(個別性と関係性)という三つの性格を統合しているのが家族という舞台だ。かかる特性をもつ家族を射程にいれた臨床実践や介入の技法, 思想, 理念, 政策, 制度は対人援助の主要なテーマになるだろうし, そのするどい問題を家庭内暴力問題は提起していると考ええる。

## 注

1) 臨床社会学という言葉がある。Clinical sociologyの訳である。米国ではこれに類似した名前を冠した学会もあり, 教科書も出版されているほどである。日本では, 社会病理学という名称で本稿が扱うようなテーマを扱ってきた。しかし, なお何をもって社会病理とするのかという規準が明確でないため, 臨床社会学という名を冠した書物が刊行されだした。先行して, 社会臨床学が存在しており類似の領域を扱っている。こうした変遷それ自体への知識社会的接近が必要となるだろうと思っている。臨床や病理という名づけそれ自体に一種のラベリングがつきまとうという端的な事例である。とりあえず, 臨床社会学につ

いては, 臨床実践についての社会学的研究という広い意味で使用し, 家族という関係性の場にそれを展開したものを家族臨床とよんでいる。大村英昭編(2000年), 大村英昭・野村祐二編(2000年)参照のこと。中村 正(1996年, 1999年, 2000年)参照。

- 2) 家族, 大学, 団体(政治や宗教などの私的結社), メディア表現などにはそれぞれ自治が認められている。しかし内側には, 不均衡で不平等な関係項が支配的である。とくに家族においてはそれが顕著である。親子や夫婦関係がそうである。同じく大学もそうだ。教授会, 学生, 職員など自治能力においてやはり構成員には不均衡がある。企業などの団体においても組織として不均衡を含んだ関係が出来上がっている。また, 権利と権利が緊張する領域も広がっている。表現の自由を具現するメディアの自由はマスコミュニケーションという一方通行のなかでは「報道被害」という不均衡をうんでいる。消費者保護と生産者責任の問題も多様に噴出している。警察から被疑者や加害者の権利を保護する仕組みと被害者保護の関係も新しい段階を迎え入る。敷衍していえば, 本来期待されている「市民社会の自律性(オートノミー)」には内的な不均衡や不平等が含まれているということであるし, 権利と権利の調整原理が必要だということだろう。私的自治というのは自治の主体として相互が対等で平等な立場に立たなければ成り立たない。こうした問題群は, 最終的には当事者同士の理解と納得による解決と社会システムの側での対応策が必要だが, 過渡期においては, それらを媒介し, 促進させる新しい政策が必要だろう
- 3) 家族と類似した領域は, 医療, 福祉, 教育におけるヒューマン・サービス領域である。この領域における情報の非対称性を前提にして対等な関係をいかに構築できるのかという観点からの仕組みが必要であると認識されだしたということだ。
- 4) 家族への公的介入をめぐるのは今後の検討がさらに必要である。丸山茂は, 「家族に浸透する規格化権力としてのソーシャルワーカーによって実践される福祉国家」という側面から, 家族問題を把握する際の基軸を設定している(1999年)。

- 5) 熊谷文枝(1980年)がいち早く紹介していたことがある。それは、被害と加害の関係を男性と女性の二項対立に縮減、還元してしまうことのない理論的把握の必要性であった。そこでも指摘されていたのは家族という関係性である。
- 6) 老人虐待について、これを杉井潤子は、「依存と自立」のジレンマのなかに見いだしている。介護疲労ともなうストレス解消とネグレクトという虐待の形態は紙一重の差であるという指摘だ。杉井潤子(1995年)
- 7) もちろん家族の感情的関係といってもやはりジェンダー差がある。とくに男性の場合はひとつの錯覚がある。家族は連続していると思いついてしまふのだ。婚姻届を提出し、ひとつの共同生活をはじめるとの男女での意味づけが基本的に異なる。男性の方はとくに仕事をやめなくてもいいし、姓が変わるわけでもない。人生は連続している。女性は違う。結婚というのは人生の一大イベントなのだ。妻や母は愛情を提供する側としてケアする者役割を背負わされることが多い。父や夫はケアされる者役割が与えられる。家族という親密な関係のとらえかたについて、男女では基本的な方向性の向きが違うのだ。

## 文献

- 大村英昭編(2000年)『臨床社会学を学ぶ人のために』(世界思想社)
- 大村英昭・野村祐二編(2000年)『臨床社会学のすすめ』(有斐閣)
- エドワード・ショーター(1996年)『近代家族の形

成』(昭和堂)

熊谷文枝(1980年)「家庭内暴力の理論的考察」(『社会学評論』第118号)

斎藤學(1994年)「強迫・衝動行為としての児童虐待」, 斎藤學編『児童虐待〔危機介入編〕』金剛出版

ジェシカ・ベンジャミン(1996年)『愛の拘束』(寺沢みずほ訳, 青土社)

ジュディス・ハーマン(2000年)『父と娘 近親姦「家族」の闇を照らす』(誠心書房, 2000年)

Cindy L.Miller-Perrin & Robin D.Perrin (1999) *Child Maltreatment: An Introduction*, Sage Pub, 1999, pp.28-29.

ジュディス・ハーマン(1996年)『心的外傷と回復』(みずず書房)

杉井潤子(1995年)「老人虐待をめぐって 老人の『依存』と高齢者の『自立』」, 井上真理子・大村英昭編『ファミリズムの発見』(世界思想社)所収。

中村 正(1996年)「男らしさ」からの自由」(かもがわ出版),

中村 正(1999年)「アメリカにおけるドメスティック・バイオレンス加害者教育プログラムの研究」(『立命館産業社会論集』第100号),

中村 正(2000年)「ドメスティック・バイオレンス加害者治療の試み 「男の非暴力グループワーク」の経験から」(『アディクションと家族』第17巻第3号)

フィリップ・アリエス(1989年)『子供の誕生』(みずず書房)

丸山茂(1999年)『家族のレギュレーション』(御茶ノ水書房)

ミシェル・フーコー(1989年)『性の歴史』(新潮社)

鷺田清一(1992年)『ちくはぐな身体』(筑摩書房)